

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年11月3日 04時00分ごろ
発生場所	長崎県西海市寄船鼻西岸沖 高後埼灯台から真方位110° 1,040m付近 (概位 北緯33° 5.9' 東経129° 40.6')
事故の概要	プレジャーボート大弘丸は、東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年11月8日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 大弘丸、5トン未満（長さ6.8m）
船舶番号、船舶所有者等	282-16282長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船底外板に亀裂、推進器軸及び推進器翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、釣りを終えて帰路につき、船長が立った姿勢で操船に当たり、約15ノットの対地速力で手動操舵により東進した。 本船は、船長が、周囲に航行の支障となる他船を認めなかったため、たばこを吸おうと思い立ち、たばこを探しながら航行していたところ、変針場所を通過して寄船鼻西岸沖の浅所に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約0.25m、船尾約1.2mであった。
分析	本船は、東進中、船長が、たばこを探すことに意識を向けて航行していたことから、変針場所を通過していることに気付くのが遅れ、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が東進中、船長が、たばこを探すことに意識を向けて航行していたため、変針場所を通過していることに気付くのが遅れ、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・操船中は、他のことに意識を向けることなく、操船に集中すること。